

障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（令和6年度補正予算分）
の協議について（作業要領）

1 補助事業の目的

本事業は、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を図り、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害福祉事業者が介護ロボットやICTを導入する際の経費等を支援することを目的とする。

2 実施事業

各補助事業の説明（別紙①～③）を参照。

- (1) 介護ロボット等の導入支援事業 別紙① 様式①
- (2) ICT 導入支援事業 別紙② 様式②
- (3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業 別紙③ 様式③

3 提出書類及び提出期限

下記の書類を作成し、令和7年2月17日（月）までに電子メールで提出してください。

- (1) 介護テクノロジー導入支援事業 提出様式 Excel 様式①から③のいずれか（施設・事業所情報、事業計画書、積算内訳書）
- (2) 導入する機器のパンフレット、カタログ等
- (3) 導入する機器の見積書（3社分）ネットページのスクリーンショットは認めておりません。

提出先メールアドレス : Ryuusuke.Sueyoshi@pref.hyogo.lg.jp 担当：末吉

4 その他

- ・本事業により介護ロボットやICT等を導入した事業者は、実績報告書とは別に、おおむね導入2か月後に、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について県に報告することとします。（別途依頼します。）
- ・事業者は、上記の報告内容について自身のホームページ等で公表するとともに、県も、事業者の公表情報について都道府県等ホームページに掲載するなど、広く情報提供することが予定されておりますので、ご承知おきください。
- ・本事業において同一法人内から複数申請を行う場合は、あらかじめ法人内での優先順位を調整のうえ、順位をご回答ください。
- ・導入機器等の協議額については、課税事業者・非課税事業者によって税抜き・税込みの記載が異なります。課税事業所は税抜きの価格で、非課税事業所は税込みの価格で記載してください。